

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：土木費 項：都市計画費 目：都市計画総務費

事業名 屋外広告物規制推進費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

都市建築部 都市政策課 地域計画係 電話番号：058-272-1111 (内 3756)

E-mail: c11654@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 1,096千円 (前年度予算額：740千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	740	0	0	740	0	0	0	0	0
要求額	1,096	0	0	1,096	0	0	0	0	0
決定額	1,096	0	0	1,096	0	0	0	0	0

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

良好な広告景観の創出のため、屋外広告物に対する県民の意識を高めるとともに、岐阜県屋外広告物条例（以下「条例」という。）等の屋外広告業者への普及啓発を図ることを目的とする。

(2) 事業内容

①屋外広告物規制推進費

ア. 県下一斉簡易除却、街頭啓発・是正指導

- ・屋外広告物法に基づき、違法なはり紙、はり札等、広告旗及び立看板等の簡易除却を実施する。
- ・屋外広告物の規制についてわかりやすく記載したチラシを県民に配布し、屋外広告物規制に対しての意識高揚を図る。商店街において店頭には置かれた違反広告物に対する是正指導等を行う。

イ. 屋外広告業登録事務、屋外広告物に係る指導事務

- ・屋外広告業の登録、更新、登録内容の変更等の事務を行う。
- ・屋外広告物の許可、簡易除却等の市町村移譲事務について、市町村に対し事務指導を行うほか、市町村間や他自治体間等との連絡調整を行う。

②屋外広告物講習会費

- ・屋外広告物講習会は条例に基づき開催するもので、屋外広告物の表示等に関する業務に従事する方又は従事しようとする方を対象に、広告物の表示及び広告物を掲出する物件の設置に関し、必要な知識の習得を目的に開催するもの。
- ・平成 20 年度以降は県と岐阜市で交互に開催し、それぞれが費用を負担することになったが、平成 28 年度の屋外広告物条例施行規則の改正（自己点検報告書の追加に関する）により、屋外広告物講習会の需要が高まっている。
- ・令和 3 年度は岐阜県が主催。

（３）県負担・補助率の考え方

- ・屋外広告物法及び条例において、県は屋外広告業を営む者に対し必要な指導、助言及び勧告を行うこととなっている他、講習会を開催することとなっている。

（４）類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
旅費	208	市町村への指導のための旅費等
需用費	152	消耗品費・会議費
役務費	54	保険料、郵便代等
委託料	660	屋外広告物講習会開催委託料
その他	22	使用料及び借上料（会場借上料）
合計	1,096	

決定額の考え方

事業評価調査書（県単独補助金除く）

<input type="checkbox"/>	新規要求事業
<input checked="" type="checkbox"/>	継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか
 良好な広告景観の創出のため、屋外広告物に対する県民の意識を高めるとともに、岐阜県屋外広告物条例等の屋外広告業者への普及啓発を図る。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値 <small>（前々年度末時点）</small>	目 標	達成率
	(H)	(H)	(H)	(H)	(H)	%
	(H)	(H)	(H)	(H)	(H)	%

○指標を設定することができない場合の理由

普及啓発事業であるため、数値目標は設定できない。

（前年度の取組）

・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）

（1）「屋外広告物適正化旬間」における県下一斉簡易除却、街頭啓発、是正指導：9月1日から10日までの屋外広告物適正化旬間において、県内各地で実施

（2）屋外広告物講習会の実施
 令和2年9月30日（水）ハートフルスクエアGにおいて開催（受講者数45名 ※岐阜市と隔年開催 令和2年度は岐阜市開催）

（前年度の成果）

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果

「屋外広告物適正化旬間」の取組には、景観形成推進員、ボランティア等も協力し、啓発活動により屋外広告物に対する意識を高めることができた。

屋外広告物講習会修了者は屋外広告業の登録にあたり設置が義務付けられている業務主任者の要件の一つであり、講習会による屋外広告業者の育成により、良好な景観の形成や屋外広告物の安全性の向上を図ることができる。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い △：必要性が低い 	
(評価) ○	屋外広告物は街の景観を構成する重要な要素であり、屋外広告物に対する意識向上及び屋外広告業者の能力向上を図る事業の必要性は非常に高い。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている △：まだ期待どおりの成果が得られていない 	
(評価) ○	講習会の開催を通じて、屋外広告物所有者等に対し、広告物のルールの周知及び安全対策に対する意識の向上が図られている。 屋外広告物適正化旬間における違反広告物の簡易除却件数は減少傾向にあり、啓発活動による掲出者等の意識の向上が見られる。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている △：向上の余地がある 	
(評価) ○	屋外広告物適正化旬間等の啓発活動について、市町村と協力して実施することで効率的かつ効果的な活動を実施している。

(今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業が直面する課題や改善が必要な事項 屋外広告物の適正化には県民一人ひとりの意識向上が重要であるため、該当啓発活動等を利用してPRを実施しているが、違反広告物等がまだみられる。今後も、屋外広告物のルールの周知が必要である。
--

(次年度の方向性)

<ul style="list-style-type: none"> ・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 昨今の景観に対する意識の高まりを背景に、屋外広告物の適切な規制が重要であり、今後も継続的に県民への啓発活動及び屋外広告業者に対する指導を実施していく。また、屋外広告物講習会の開催に当たっては、近年高まる広告物の安全性の確保を一つのテーマとして、受講者の意識向上を図る。

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	
組み合わせて実施する理由や期待する効果 など	